

学校図書館法の改正と学校司書について：

学校司書と総合的学習の時間

藤 森 馨

1. はじめに

この度学校図書館法が改正された。その骨子は、学校図書館担当事務職員ともいわれる学校司書の配置の義務化に関するものである。なぜ、学校司書を学校図書館に配置する必要があるのであろうか。その理由を本年可決された法令に見てみよう。

2. 法令に見る学校図書館法の改正

本年6月13日第一八六回衆第三三号で改正された学校図書館法の改正条項を具体的に見てみると、

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施そ

の他の必要な措置を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

とあり、そして、その要旨は、

学校図書館法の一部を改正する法律案（衆第三三号（衆議院提出）要旨）
本法律案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
一、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付けることとし、学校には、司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないこと。

二、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

三、この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

四、国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

とある⁽²⁾。学校司書の講習科目などは未だ不明なものの平成二十七年四月一日施行とあるから、今年度中に更に具体的な条項が定められるものと思われる。

さて、学校図書館担当事務職員（以下、学校司書と称呼する）は、司書教諭に比較して、その地位は曖昧なものであった。公費または私費（PTA 費など）で雇用され、辞令上は事務職員・実習助手である場合が多く、司書教諭と違って教育職員ではない、とされてきた⁽³⁾。しかしながら、平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号の文字・活字文化振興法第 8 条に、

国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情

報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

と、「他の職員」としながらも、学校司書の配置が必要であることが明記された。その後、平成 24 年度より第 4 次の学校図書館整備 5 か年計画として学校司書配置に関わる所要の地方財政措置が講じられるようになった⁽⁴⁾。それでは、学校司書を配置することによってどのような点が改正されるのであろうか。次章では、そうした点について考察を加えたい。

3. 学校司書の配置で何が変わるので

平成 11 年の学校図書館司書教諭の配置は、生涯に亘る生きる力の涵養をはかることに、その目的があった。この度の学校司書の配置義務は、それを一層梃子入れするための処置と考えられるが、その展望はいかなるものであろうか。『産経新聞』平成 26 年 8 月 13 日付け文化欄に学校司書配置に関する興味深い同社の磨井慎吾記者の記事がある。その記事をここに紹介したい。

小中高校の学校図書館を管理し、児童生徒の本探しや蔵書を活用した授業の手助けを行う職員「学校司書」。法令上あいまいな立場で、配置していない学校も多かったが、6 月に国会で成立した改正学校図書館法で、各学校への配置が努力義務として定められた。学校司書がいることで、何が変わるのでだろうか。(磨井慎吾)

学校図書館充実の先進自治体として全国的に注目されている東京都荒川区。平成 19 年度に全区立校に学校司書を配置し、21 年度には全校での常駐化を達成した。

「人がいないと、図書館はあらゆる意味で活性化しない」と語るのは、同区立瑞光小の学校司書、布川登子さん(49)。3 年前から同校常駐となり、本の貸し出しや返却の対応はもちろん、児童の本探しの手助けや、蔵書購入など図書館に関わる幅広い業務を担当。学校司書がいる最大の利点は「授業で先生が学校図書館を利用しようとしたとき、適切なアドバイスができる」という。特に、近年重視されている総合学習での「調べ学習」の際に、力を発揮するといふ。

荒川区によると、同区の児童 1 人あたりの年間図書貸出冊数は、21 年度 47.2 冊、25 年度には 65.9 冊と、配置前に比べて 3~4 倍の伸びをしめしているといふ。同小の大山祐子副校長は「常に図書館に人がいることは大事。司書が常駐することで、本を借りることが日常化する。結果的に学力も付くので、現場としてはありがたい」と、学校司書の配置の意義を語る。

これまでの学校図書館法では、12 学級以上の小中高について、図書館

運営の専門的知識を習得した教員「司書教諭」を置くように定めていた。しかし、教員業務と図書館業務をともに充実させるのは困難なため、多くの自治体では司書教諭を補佐しながら図書館運営の中心を担う学校司書を独自に採用していたが、その身分や待遇はまちまちで、法制化が求められていた。

衆参両院で議員を務め、長年にわたり学校図書館の拡充に取り組んできた文字・活字文化推進機構の肥田美代子理事長は「学校司書が入ることで、学校の景色が変わる。読書量が増え自分でものを考えるようになり、子供たちが好奇心を燃やし始める」と、その効用を語る。「教え込まれる教育から、自分で学び取っていく方向に、子供たちが変わってくる。それは文部科学省が望む PISA（国際学習到達度調査）型の教育だし、国際的に有能な人材を育てる道もある」

文科省によると、学校司書を配置している学校は全国で5割程度。22年の全国学力テストでは、配置校が正答率で未配置校を上回った。さまざまな効果を期待される学校司書の存在は、法改正によって教育現場でさらに重みを増しそうだ。

この文化欄の記事が端的に説明しているように、その狙いは総合的な学習の時間の中での調べ学習に力点を置くために設置が義務化されたと考えてよさそうである。今日、前述のように、自ら学び自ら考える自学自習、すなわち生きる力の育成が教育の大きな課題になっている。司書教諭が教科や担任を兼務せず、学校図書館だけに従事することは、一見理想的なものと考えられるが、現実には過去に東京都の失敗の事例がある⁽⁵⁾。つまり、司書教諭が学校図書館のみに専従することは、大きな弊害があることも容易に推測される。と同時に学校教育の現場から遊離した状況では司書教諭として、その運営の計画を立案することは困難になる。そこで、具体的な学校図書館の運営者として望まれるのが、学校司書である。

国語や社会（歴史・地理・公民も含む）のみならず、学校図書館は、数学や自然科学の分野でも活用されることが望まれるようになってきた。こうした中で、教諭が兼務する司書教諭だけでは学校図書館は運営できない。学校司書の設置が広く望まれるのである。

4. 司書教諭と学校司書

司書教諭と学校司書は、学校司書の法的立場が明確ではなかったため、これまでその関係性には様々な問題があった。学校図書館の立場からは、両者が相互補完的立場であることが前提とされてきたが現実的には、必ずしもそうとは言えなかつた。この度法令化されることによって、両者の関係は学校図書館における車

の両輪という関係に生まれ変わったと言っても過言ではない。益々生きる力が重視され、学校図書館に対する期待が増幅される中、今回の改正は時宜にかなったものと思われる。

注

- (1) http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g18601033.htm
[参照 2014 - 09 - 09]
- (2) <http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/gian/186/pdf/55186330.pdf> [参照
2014 - 09 - 09]
- (3)『新学校図書館通論』(学芸図書株式会社、平成 21 年) 1. 3「学校図書館の構成要素」
- (4)「これからの中学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について (報告)」平成 26 年 3 月、学校図書館担当事務職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議 <http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm>
- (5) 注(3)と同じ。